

平成24年3月2日

第2364号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 告 示

- 平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（93・建築住宅課）……………1
- 証紙売りさばき場所の変更の承認（94・会計課）……………2
- 建設業の許可の取り消し（95・仙北地域振興局総務企画部）……………2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………3

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（11）……………3
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（12）……………3
- 政治団体の解散の届出（13）……………4
- 政治団体の収支に関する報告書（14）……………5
- 公職の候補者の資金管理団体の届出（15）……………8
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（16）……………8
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（17）……………8
- 政治団体の収支に関する報告書（18）……………9
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定（19）……………9
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定（20）……………9

## 告 示

### 秋田県告示第93号

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により、平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年秋田県規則第29号）第13条の規定に基づき、告示する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、秋田県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成24年3月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 試験の日時及び場所

##### (1) 二級建築士試験

###### ア 学科の試験

日時 平成24年7月1日（日）午前10時から午後5時10分まで

場所 秋田県 J A ビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

###### イ 設計製図の試験

日時 平成24年9月9日（日）午前11時から午後4時まで

場所 秋田県生涯学習センター（秋田市山王中島町1番1号）

##### (2) 木造建築士試験

###### ア 学科の試験

日時 平成24年7月22日（日）午前10時から午後5時10分まで

場所 秋田県 J A ビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

###### イ 設計製図の試験

日時 平成24年10月14日（日）午前11時から午後4時まで

場所 秋田県 J A ビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

#### 2 学科の試験の科目

建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工

#### 3 受験申込みの手続

## (1) インターネットによる受験申込み

## ア 受験申込みの受付

期間 平成24年3月31日(土)から同年4月6日(金)まで

時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

## イ 受験申込みの方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

## (2) 受付場所における受験申込み

## ア 受験申込みの受付

場所 社団法人秋田県建築士会(秋田市山王一丁目7番3号 山王ウエスタンビル3階)

社団法人秋田県建築士会北秋支部(大館市有浦一丁目8番33号 大館北地区コミュニティセンター)

期間 平成24年4月9日(月)から同月16日(月)まで(北秋支部の受付は、平成24年4月9日(月)のみ)

時間 午前10時から午後5時まで

## イ 受験申込みの方法

受験申込書は、直接受付場所に提出すること。

## 4 合格者の発表

平成24年12月上旬に秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

なお、学科の試験については、二級建築士試験は平成24年8月下旬に、木造建築士試験は平成24年9月上旬に、それぞれ合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

## 5 試験についての問い合わせ先

財団法人建築技術教育普及センター東北支部(電話022-223-3245)

社団法人秋田県建築士会(電話018-863-6348)

## 6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、平成24年6月上旬から財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

## 秋田県告示第94号

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第57条第3項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年3月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	
	変 更 後	変 更 前
秋田市仁井田字西潟敷128番地1 相場忠義	秋田市大町二丁目7番7号	秋田市泉南三丁目16番19号

## 秋田県告示第95号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 処分をした年月日

平成24年2月16日

## 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社田口工務店

大仙市豊岡字鳥越46番地

取締役 田 口 恵美子

秋田県知事許可（般-21）第60345号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成24年2月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成24年2月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日本アセアン・ワールド友好協会

3 代表者の氏名

佐 藤 道 雄

4 主たる事務所の所在地

秋田県鹿角市十和田草木字大沢出口87番地

5 定款に記載された目的

この法人は、主にアセアン諸国に於ける教育環境の整備や産業振興の為の調査、研究、技術交流、物資援助等を通じて、日本と主にアセアン諸国の友好親善と相互理解に寄与することを目的とする。

## 選挙管理委員会告示

### 秋選管告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成24年1月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
淡路孝也後援会	淡 路 奨	佐々木 和 史	山本郡藤里町大沢字向山下79	平成24年1月5日
土佐正寛後援会	市 川 和 弘	土 佐 かおる	山本郡藤里町藤琴字藤琴196	平成24年1月11日
はたさわ洋子後援会	畑 澤 洋 子	畑 澤 武	南秋田郡五城目町内川湯ノ又後田61-2	平成24年1月12日
本田よし子後援会	本 田 佳 子	佐々木 武 文	鹿角郡小坂町小坂鉾山字苦竹6-7	平成24年1月12日
小笠原憲昭後援会	成 田 昂 悦	小笠原 節 子	鹿角郡小坂町小坂字上小坂63-1	平成24年1月13日
和泉嘉郎後援会	斉 藤 久 市	大 森 政 輔	雄勝郡羽後町足田字土館3	平成24年1月23日

### 秋選管告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成24年1月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党ときわ会 秋田県支部	主たる事務所の所在地	秋田市将軍野南一丁目5-2	秋田市手形からみでん7-4	平成24年1月23日
	会計責任者	池 田 司	鎌 田 英 義	

## 2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
能代白神トライ政策研究会	代 表 者	鎌 田 守	五十嵐 功	平成24年1月4日
	会 計 責 任 者	鎌 田 守	五十嵐 功	
横手トライ政策研究会	代 表 者	伊 藤 大 輔	三 河 研 太 郎	平成24年1月5日
畠貞一郎後援会	代 表 者	清 水 安 雄	安 宅 正 臣	平成24年1月10日
	会 計 責 任 者	畠 貞 一 郎	畠 の ぶ 子	
秋田県農協政治連盟 こまち支部	会 計 責 任 者	瀬 川 勉	中 村 由 和	平成24年1月12日
柳館一郎後援会	会 計 責 任 者	柳 館 慎 太 郎	柳 館 藤 一 郎	平成24年1月12日
佐藤よしたただ後援会	主たる事務所の所在地	大館市二井田字中台15-82	大館市字大町3	平成24年1月17日
大館トライ政策研究会	代 表 者	鈴 木 雅 人	佐々木 弥	平成24年1月18日
	会 計 責 任 者	鈴 木 雅 人	佐々木 弥	
佐藤賢一郎連合後援会	主たる事務所の所在地	大館市御成町3-7-17	大館市水門町2番9号	平成24年1月23日
わたなべ英治後援会	主たる事務所の所在地	大仙市大曲上栄町11-9	大仙市大曲田町23-10	平成24年1月23日
秋田県社会保険労務士政治連盟	代 表 者	工 藤 憲 夫	富 樫 善 三	平成24年1月24日
秋田県民社協会	主たる事務所の所在地	秋田市中通六丁目7-36 フォーラムアキタ1F	秋田市山王七丁目4-13	平成24年1月24日
高野桂悦後援会	代 表 者	高 野 桂 悦	木 原 良 一	平成24年1月24日
伊藤英紀後援会	代 表 者	小 林 信 一	廣 嶋 樹 夫	平成24年1月31日
	会 計 責 任 者	鷺 谷 智 樹	小 林 信 一	

## 秋選管告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、平成24年1月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自民党秋田県軍恩総支部	佐々木 宏 助	平成23年12月31日	平成24年1月12日

## 2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
石岡大輔と住みたい秋田を創る会	石 岡 大 輔	平成23年12月31日	平成24年1月6日
阿部佐太郎後援会	阿 部 一 二 三	平成23年10月30日	平成24年1月10日
高安進一後援会	高 田 隆 男	平成23年11月21日	平成24年1月13日
和泉嘉郎後援会	斉 藤 久 市	平成24年1月22日	平成24年1月23日
高野桂悦後援会	高 野 桂 悦	平成23年12月31日	平成24年1月24日
三浦悦朗後援会	三 浦 悦 朗	平成23年12月20日	平成24年1月25日
山本きよひろ後援会	佐 藤 一	平成23年12月30日	平成24年1月25日
山本きよひろ政策研究会	山 本 喜代宏	平成23年12月30日	平成24年1月25日
竹内宏後援会	渡 辺 正 彦	平成23年12月31日	平成24年1月30日
八柳ゆうこう後援会	石 井 大太郎	平成23年12月31日	平成24年1月30日

## 秋選管告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成24年3月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

## II 報告書の要旨

## 1 収入及び支出のある団体

## (1) 政党

政治団体の名称 自民党秋田県軍恩総支部（平成23年分）

報告年月日 平成24年1月12日

## ア 収入・支出の総額

## (ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

## (イ) 支出総額

## イ 収入・支出の内訳

## (ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

員数

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党秋田県支部連合会

その他の収入

合 計

## (イ) 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品費

事務所費

政治活動費

組織活動費

機関紙誌の発行その他の事業費

宣伝事業費

寄附・交付金

合 計

（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出

## (2) その他の政治団体

657,445円

107,378円

550,067円

657,445円

520,000円

410人

30,000円

30,000円

67円

550,067円

150,562円

115,000円

35,562円

506,883円

12,000円

14,883円

14,883円

480,000円

657,445円

480,000円

政治団体の名称 阿部佐太郎後援会 (平成23年分)

報告年月日 平成24年1月10日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	54,400円
前年からの繰越額	54,400円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円

政治団体の名称 高安進一後援会 (平成23年分)

報告年月日 平成24年1月13日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	40,000円
前年からの繰越額	10,749円
本年の収入額	29,251円
(イ) 支出総額	40,000円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	20,000円
員数	40人
寄附	9,251円
個人からの寄附	9,251円
合 計	29,251円

[寄附の内訳]

個人からの寄附	
その他の寄附	9,251円

(イ) 支出の内訳	
政治活動費	40,000円
組織活動費	40,000円
合 計	40,000円

政治団体の名称 高野桂悦後援会 (平成23年分)

報告年月日 平成24年1月24日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	42,380円
前年からの繰越額	42,380円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円

政治団体の名称 山本きよひろ後援会 (平成23年分)

報告年月日 平成24年1月25日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	52,135円
前年からの繰越額	44,635円
本年の収入額	7,500円
(イ) 支出総額	52,135円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳	
寄附	7,500円
政治団体からの寄附	7,500円
合 計	7,500円

[寄附の内訳]

政治団体からの寄附	
その他の寄附	7,500円

(イ) 支出の内訳	
経常経費	52,135円
人件費	30,000円

備品・消耗品費	22,135円	
合 計	<u>52,135円</u>	
政治団体の名称 山本きよひろ政策研究会 (平成23年分)		
報告年月日 平成24年1月25日		
ア 収入・支出の総額		
(ア) 収入総額	<u>7,500円</u>	
前年からの繰越額	7,500円	
本年の収入額	0円	
(イ) 支出総額	<u>7,500円</u>	
イ 収入・支出の内訳		
(ア) 支出の内訳		
政治活動費	7,500円	
寄附・交付金	7,500円	
合 計	<u>7,500円</u>	
政治団体の名称 竹内宏後援会 (平成23年分)		
報告年月日 平成24年1月30日		
ア 収入・支出の総額		
(ア) 収入総額	<u>811,873円</u>	
前年からの繰越額	373円	
本年の収入額	811,500円	
(イ) 支出総額	<u>809,690円</u>	
イ 収入・支出の内訳		
(ア) 収入の内訳		
寄附	750,000円	
個人からの寄附	750,000円	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	61,500円	
後援会役員会開催事業 (5回)	61,500円	
合 計	<u>811,500円</u>	
[寄附の内訳]		
個人からの寄附		
竹内 宏	750,000円	能代市
(イ) 支出の内訳		
経常経費	640,480円	
人件費	200,000円	
光熱水費	74,894円	
備品・消耗品費	135,385円	
事務所費	230,201円	
政治活動費	169,210円	
組織活動費	103,930円	
機関紙誌の発行その他の事業費	57,325円	
その他の事業費	57,325円	
調査研究費	7,955円	
合 計	<u>809,690円</u>	
政治団体の名称 八柳ゆうこう後援会 (平成23年分)		
報告年月日 平成24年1月30日		
ア 収入・支出の総額		
(ア) 収入総額	<u>16,000円</u>	
前年からの繰越額	11,000円	
本年の収入額	5,000円	
(イ) 支出総額	<u>0円</u>	
イ 収入・支出の内訳		
(ア) 収入の内訳		
個人の負担する党費又は会費	5,000円	

員数

10人

合計

5,000円

## 2 収入及び支出のない団体

## (1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
石岡大輔と住みたい秋田を創る会 (平成23年分)	平成24年1月6日
三浦悦朗後援会(平成23年分)	平成24年1月25日

## 秋選管告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			届出年月日
		名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
畑 澤 洋 子	五城目町議会議員	はたさわ洋子後援会	南秋田郡五城目町内川湯ノ又後田61-2	畑 澤 洋 子	平成24年1月12日
本 田 佳 子	小坂町議会議員	本田よし子後援会	鹿角郡小坂町小坂鉾山字苦竹6-7	本 田 佳 子	平成24年1月12日

## 秋選管告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
渡 部 英 治	秋田県議会議員	わたなべ英治後援会	主たる事務所の所在地	大仙市大曲上栄町11-9	大仙市大曲田町23-10	平成24年1月23日

## 秋選管告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体			届出年月日
		名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
三 浦 悦 朗	男鹿市議会議員	三浦悦朗後援会	男鹿市船川港仁井山字滝沢8	三 浦 悦 朗	平成24年1月25日

## 秋選管告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成24年3月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 平成24年1月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

(平成20年分)

1 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
和泉嘉郎後援会	平成24年1月23日

(平成21年分)

1 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
和泉嘉郎後援会	平成24年1月23日

(平成22年分)

1 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
柳館一郎後援会	平成24年1月12日
和泉嘉郎後援会	平成24年1月23日
佐藤譲司後援会	平成24年1月27日

## 秋選管告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨男鹿市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年3月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
男鹿市B & G海洋センター体育館	秋田県男鹿市脇本脇本字前野8番地	平成24年2月20日

## 秋選管告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨羽後町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年3月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
羽後町文化交流施設	秋田県雄勝郡羽後町貝沢字拾三本塚111番地1	平成24年2月20日

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 巧	秋田市山王七丁目5番29号